

吉野町精神障害者医療費助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、精神障害者に対し医療費の一部を助成し、もつて精神障害者の健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「社会保険各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (5) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

2 この要綱において、「対象者」とは、第3条各号に規定する実施要綱により医療費の助成を受けることができる者をいう。

3 この要綱において、「助成金」とは、第3条各号に規定する実施要綱により対象者に支給する金額をいう。

4 この要綱において、「医療機関等」とは、病院、診療所、薬局その他の者をいう。

(事業内容)

第3条 この要綱による事業は次の各号に掲げる事業とし、それぞれの事業内容は当該各号に定める要綱によるものとする。

- (1) 精神障害者医療費助成事業（一般） （別紙1）精神障害者医療費助成事業（一般）実施要綱
- (2) 精神障害者医療費助成事業（後期高齢者） （別紙2）精神障害者医療費助成事業（後期高齢者）実施要綱
- (3) 精神障害者医療費助成事業（精神通院） （別紙3）精神障害者医療

費助成事業（精神通院）実施要綱

（譲渡又は担保の禁止）

第4条 助成金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

（助成金の返還）

第5条 偽りその他不正の手段によつて助成金の支給を受けた者があるときは、町長は、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（損害賠償との調整）

第6条 町長は、対象者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、助成金の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した助成金の額に相当する金額を返還させることができる。

（報告）

第7条 町長は、医療費の助成に関し必要があると認めるときは、第3条各号に掲げる事業により医療費の助成を受ける者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

（その他）

第8条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は町長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。